

平成29(2017)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法務研究科 法務専攻

(1) 理念・目的

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善策 | 改善時期 |
|---|---|--|--|---|---|--------|------|
| 1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか、また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。 | 研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 大学の理念・目的と研究科の目的の関連性を適切にしているか。 | 研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。 | 「全研究科規程」 | 各専攻、課程において、「教育研究上の目的」を、各研究科の研究科規程に適切に定めている。 | ※1 当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないことと、第3期認証評価の評価項目を踏まえ、点検評価項目の見直しを図ったが、この項目における影響はないと判断し、毎年の自己点検・評価は実施しないこととする。(平成29年9月14日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。 | | |
| | | 研究科、専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。 | | | | | |
| | | 研究科、専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。 | | | | | |
| | | 研究科、専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。 | | | | | |
| 2) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。 | 研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 教職員、学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | 研究科、専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。 | 「大学院要覧」 ・ホームページ | 各専攻・課程において、「教育研究上の目的」を、「大学院要覧」及びホームページにて公表している。 | | | |
| | | 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、研究科・専攻の目的等の周知及び公表 | | | | | |
| | 受験生を含む社会一般が、研究科・専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | | | | | | |
| 3) 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。 | 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 | 大学の理念・目的を踏まえ、各専攻における目的等を実現していくため、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。 | 「大学院中長期計画書」 ・その他() | 平成29年度より学制的な方針の下、各専攻の中長期計画を策定し、平成35年度までの到達目標とその計画を明確に定めている。 また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、理念目的の実現に向けた教育プログラムの企画と実行を進めている。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| | | 研究科・専攻の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか、実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか、また、理念・目的等の実現に繋がっているか。 | 「法科大学院の中・長期計画」 ・教授会議事録 | 法科大学院は、平成27年度から学生募集を停止し、閉校への作業に入っているという特殊性はあるが、中・長期計画において閉校までの作業計画を策定し、計画の実行および適切性については適宜教授会において検証しており、この実行責任体制と検証プロセスは、適切に機能している。 法科大学院の中・長期計画は閉校に向けたものであり、残念ながら法科大学院本来の理念・目的の実現につながるものではない。 | | | |
| 4) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。 | | 研究科・専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。 | 「自己点検・評価報告書(法科大学院が独自に毎年作成するもの)」 ・自己点検・評価報告書の内容を承認した月の教授会議事録 ・自己点検・評価委員会議事録 | 法科大学院では、法科大学院の第三者評価で要求される自己点検・評価報告書の項目にしたがい、毎年自己点検・評価報告書を作成している。その前提として、法科大学院の理念・目的についても毎年その適切性を検証している。具体的には、法科大学院自己点検・評価委員会で、理念・目的の適切性を検討し、検討結果を法科大学院教授会において報告、審議したうえで、最終的に法科大学院教授会が、理念・目的を設定している。この検証プロセスは、有効に機能している。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| | | 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか、また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 | 「自己点検・評価報告書(法科大学院が独自に毎年作成するもの)」 ・自己点検・評価報告書の内容を承認した月の教授会議事録 ・自己点検・評価委員会議事録 | 法科大学院では、法科大学院の第三者評価で要求される自己点検・評価報告書の項目にしたがい、毎年自己点検・評価報告書を作成している。その前提として、法科大学院の理念・目的についても毎年その適切性を検証している。具体的には、法科大学院自己点検・評価委員会で、理念・目的の適切性を検討し、検討結果を法科大学院教授会において報告、審議したうえで、最終的に法科大学院教授会が、理念・目的を設定している。この検証プロセスは、有効に機能している。 | | | |

(4)教育課程・学習成果

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|--|--|--------------------------------|--|-------|--------|------|
| 1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。 | ○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表 | 教育目標を明示しているか。 | ・「全研究科規程」 | 各研究科・専攻において、「教育研究上の目的」を研究科規程に適切に定めている。 | ※1と同様 | | |
| | | ディプロマ・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。 | ・「全研究科規程」 ・大学院要覧 ・ホームページ | 各研究科・専攻において、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。 | | | |
| 2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。 | ○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性 | カリキュラム・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。 | ・「全研究科規程」 ・大学院要覧 ・ホームページ | 各研究科・専攻において、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。 | ※1と同様 | | |
| | | カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系的な教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、専攻のカリキュラムを編成するうえで重要な具体的な方針が示されているか。 | ・履修要覧 ・ホームページ ・教育課程表 | 各年次において、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を設定しており、教育課程により、法曹に求められる「法的知識」、「事案分析力」、「法適用能力」、「論理的構成力」及び「文章表現力」を総合的に向上、発展させることを可能とするカリキュラムポリシーが設定されている点において、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されている点である。 | | | |
| 3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 | ○各研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ＜修士課程、博士課程＞コースワーク/リサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 ＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等 | 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。 | ・法科大学院学則 ・教育課程表 ・時間割表 | 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されており、各授業科目の単位数及び時間数は、大学院設置基準及び大学院学則に則り適切に設定されている。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| | | 各授業科目の単位数及び時間数は、大学院設置基準及び大学院学則に則り適切に設定されているか。 | | | | | |
| | | 専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。 | ・履修要覧 ・教育課程表 | 法情報調査・法文書作成、要件事実論の基礎、裁判法・法曹倫理、ロイヤリング、臨床科目、模擬裁判といった法律実務科目、及び実務英文契約の法理、企業法務、経済刑法、国際取引法、交通事故紛争処理法、医療過誤紛争処理法、建築関係紛争処理法、消費者法、家族紛争処理法、情報法等の展開・先端科目等の配置により、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。 | | | |
| 4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程編成実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。 | ○教育目標、学位授与方針およびカリキュラム・ポリシーの適切性を定期的に検証しているか。 | カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。 | ・教授会議事録 ・履修要覧 | カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっている。 | S | ・特になし。 | ・なし。 |
| | | 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を定期的に検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか、また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。 | | 執行部会、法科大学院教授会を通して、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を定期的に検証するとともに、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にするとともに、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げている。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |

(4)教育課程・学習成果

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--|---|--|--|--|----|--------|------|
| 5) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置 ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <修士課程、博士課程> ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施 <専門職学位課程> ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施 | シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料、点検結果報告書 ・「授業評価アンケート」資料 | シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われているか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。 | | ※1と同様 | |
| | | 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。 | | | | | |
| | | 学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、施設・設備の利用など)を行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・履修要覧 ・ホームページ | 極めて少人数の教育を実践しており、個人自習室、共同自習室、複数のセミナー室を備えるとともに、法科大学院教育に必要・有益な図書・資料を利用できる環境を整えており、学生の主体的参加を促すための配慮は十分に行われている。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| | | 研究指導計画を立案し、学生に予め明示したうえで、その計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・履修要覧 ・教授会議事録 | 各学生を担当する指導教員が、学生の研究・学習計画の立案につき、相談・指導している。また学生の情報は教授会等で共有し、授業等への連携に役立っている。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| | | 学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、専攻が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・履修要覧 | 学生の授業内容への理解を促進するため、フォローアップ講座を展開するとともに、専任教員による学生の自主ゼミへの指導・支援、アカデミックアドバイザーによる各種講座について、教授会・全体FD会議、修士審査授業において調整を測りながら、設置運営するなど、FD活動、カンファレンスを通して、学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、専攻が主体的かつ組織的に取り組んでおり、カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっている。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。 | | | | | | | |
| 6) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 | シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。 | | シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われているか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。 | | ※1と同様 | |
| | | 他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計10単位以下で行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・東洋大学院学則 | 大学院学則において10単位まで認定できることを定めており、各研究科委員会が審議の上で単位認定を行っている。 | | | |
| | | 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・シラバス ・FD会議議事録 ・教授会議事録 | 成績評価方法は、学生要覧及びシラバスにおいて明示されており、指導教員による面談指導においても学生に指導されている。シラバスの成績評価項目のチェック、定期試験問題の検討、教授会における成績評価の確認などのプロセスを経て、厳格な成績評価を客観的に実施するための措置が十分に採られている。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| | | 修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要覧 | 各専攻、課程において、修了要件を「大学院要覧」に明示している。 | | ※1と同様 | |
| | | 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。 | 対象外 | 対象外 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| | | ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・履修要覧 | 法科大学院の設置基準に沿ったディプロマ・ポリシーと、教育課程に基づき各科目群ごとの終了に必要な単位数が設置されて、全体としての修了単位要件が設置されるとともに、法律基本科目群及び法律実務基礎科目群の必修科目についてはGPAが1.50以上であることが修了要件とされている。このことから、ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っている。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| | | 学位授与に当たり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会議事録 ・履修要覧 | 学位の授与に当たり、教授会において進級・修了判定について明確な資料をもとに厳格な審査が行われており、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与している。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |

(4)教育課程・学習成果

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|--|--|---|--|--|----|--------|------|
| 7)学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。 | <p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</p> <p>○学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>≪学習成果の測定方法例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ループブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 | <p>【研究科・専攻/学位レベル】</p> <p>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するために、専攻として、学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用しているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修要覧 ・ホームページ | <ul style="list-style-type: none"> ・法曹養成を最終的な教育目標とする法科大学院においては、プロセス教育を重視している。すなわち、期末試験のみならず中間試験を実施し、学生の学習成果を測定している。 ・各学期ごとの成績は、評定のみならずGPA評価を採用し、学生の学習効果を測定している。法律基本科目群及び法律実務基礎科目群のGPAは、進級及び修了の要件としても用いている。 ・修了時、修了生に満足度アンケートを実施し、記載事項のうち、改善を要する事柄については、教務委員会、学生生活委員会において検討の後その結果を教授会において共有している。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| | | <p>学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。</p> | | | | | |
| 8)教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | <p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価</p> <p>・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> | <p>カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価しているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会議事録 ・FD会議議事録 ・自己点検・評価報告書 | <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に実施する全授業担当者会議において、専任教員、非常勤教員を問わず、すべての教員でディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを確認し、カリキュラムの適切性を検証している。 ・各系別FD会議、全体FD会議及び教授会においてカリキュラムの適切性を検証している。 ・上記の点検・評価結果を各系別FD会議、全体FD会議及び教授会において共有している。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| | | <p>上記の点検・評価結果をカリキュラムの改善に役立っているか。(また、どのように役立っているか、具体例をもとに記載してください)</p> | | | | | |
| | | <p>授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会議事録 | <p>法科大学院協会総会などに出席し、授業内容・方法の工夫、改善に向けた情報収集を行っている。</p> | A | ・特になし。 | ・なし。 |

(5) 学生の受け入れ

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|--|--|---------|---------------------------------|---|------|------|
| 1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。 | <p>○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表</p> <p>○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法 | アドミッション・ポリシーを設定しているか。 | ・ホームページ | 各研究科、専攻において、アドミッション・ポリシーを定めている。 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※1と同様</div> | | |
| | | アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。 | ・ホームページ | 平成28年度より、学生募集停止。 | | | |
| | | 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知れる状態になっているか。 | ・ホームページ | 全研究科・全専攻において、大学ホームページにて公表している。 | | | |
| 2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。 | <p>○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜の実施 | アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。 | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※1と同様</div> | | |
| | | 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。 | | | | | |
| | | 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。 | | | | | |
| | | 学生募集、入学選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また責任所在を明確にしているか。 | | | | | |
| | | 入学選抜を行ううえで、障がいのある受験生に対し、障がいのない学生と公平に判定するための機会を提供しているか。 | | | | | |
| 3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。 | <p>○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理</p> <p><修士課程、博士課程、専門職学位課程></p> <p>・収容定員に対する在籍学生数比率</p> | 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50～2.00、博士後期(博士)課程で0.33～2.00の範囲となっているか。 | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※1と同様</div> | | |
| | | 部局化された大学院研究科や独立大学院(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90～1.25の範囲となっているか。 ※福祉社会デザイン研究科、学際・融合研究科、法務研究科 | | | | | |
| | | 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。 | | | | | |
| 4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | <p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> | アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。 | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※1と同様</div> | | |
| | | 学生募集および入学選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。 | | | | | |
| | | 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 | | | | | |

(6)教員・教員組織

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方針 | 改善時期 | |
|---|---|--|--|---|-------|--------|---------------------------|--|
| 1)大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。 | ○大学として求める教員像の設定 ○各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各研究科等の教員組織の編制に関する方針 (各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示 | 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。 | ・「大学院教員資格審査規程」 | 全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。 | ※1と同様 | | | |
| | | 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。 | ・なし | 研究科内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。 | | | | |
| | | 研究科・専攻の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。 | ・専門職大学院設置基準 ・東洋大学専門職大学院学則 ・FD会議議事録 | ・理論と実務の架橋を目的とする法科大学院では、教員組織の編成について、法律基本科目についての一定数の研究者である専任教員と一定数の実務家専任教員が、設置基準において要求されている。本法科大学院においては、設置基準を充足する専任教員が配置されている。 ・各教員は、担当科目ごとに公法系、刑事系及び民事系に別れており、各系ごとのFD会議議長の下、FD活動を中心に連携を図っている。 | S | ・特になし。 | ・なし。 | |
| | | 研究科・専攻の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。 | | | | | | |
| 2)教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。 | ○大学全体及び研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 | 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。 | ・専門職大学院設置基準 ・ホームページ | ・充足している。 ・専任教員9名、みなし専任教員3名で構成されている。 ・全員が教授である。 | A | ・特になし。 | ・なし。 | |
| | | 研究指導教員の2/3は教授となっているか。 【研究科・専攻】 | | | | | | |
| | | 研究科・専攻として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。 | | | | | | |
| | | 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。 | ・専門職大学院設置基準 ・ホームページ | ・専門職大学院設置基準に則り、科目ごとに必要な人数をもって教員組織が編成されている。具体的には、公法系科目4名、民事系科目7名、刑事系科目1名である。 | S | ・特になし。 | ・なし。 | |
| | | 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。 | ・なし | 専任・非常勤を問わず、資格審査委員会及び教授会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。 | | | | |
| 3)教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。 | ○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施 | 大学院教員資格審査規程が明確化されているか。 | ・「大学院教員資格審査規程」 | 全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。 | ※1と同様 | | | |
| | | 教員の募集・採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。 | ・なし | 原則は基礎となる学部所属となるため、採用・昇格に関しては、研究科独自では実施していない。 | | | | |
| | | 教員の募集・採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。 | | | | | | |
| 4)ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に努めているか。 | ○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用 | 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。 | ・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料 | 高等教育推進センター主催による新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、平成28年度より「教員活動評価」制度を導入し、教員の教育・研究活動を中心とした自己点検・評価を実施している。 | C | ・特になし。 | ・2018年3月をもって閉校予定のため、設定せず。 | |
| | | 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。 | | | | | | |
| | | 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。 | ・なし | 教員活動評価等は行っていない。 | | | | |
| 5)教員組織の適切性について定期的な点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | ○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 | 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 | ・専門職大学院設置基準 ・公益財団法人日弁連法務研究財団法科大学院認証評価報告書 ・法科大学院教授会規程 | ・専門職大学院設置基準に則り、教員組織を編成している。 ・公益財団法人日弁連法務研究財団による認証評価を受審し、教員組織の適切性が検証されている。 | A | ・特になし。 | ・なし。 | |

(11)その他

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評価 | 改善方策 | 改善時期 |
|---------------------------------------|-------------------------|---|---|--|----|--------|------|
| 1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。 | 哲学教育 | 教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。 | ・履修要覧 ・教育課程表 ・ホームページ | ・ディプロマポリシーにおいて、建学の精神に則った学術の理論および応用を研究、教授することを確認している。創立者井上円了博士の説く「哲学」の内容である因習等にとらわれない「合理的なものの方、考え方」を修得し、社会に貢献できる「社会生活上の医師」としての法曹養成を目指している。 ・「法哲学・法思想史」の講義を開講し、法律学を哲学的な観点から学修する機会を保障している。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| | 国際化 | 教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。 | ・専門職大学院学則 別表 教育課程表 | 「外国法(英米法・独法・仏法)」の講義を開講し、諸外国の法制度について学修する機会を保障している。 また「実務英文契約の法理」、「国際公法」、「国際私法」および「国際取引法」の講義を開講し、国際的な視野をもった法曹の養成に努めている。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| | キャリア教育 | 教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。 | ・専門職大学院学則 別表 教育課程表 | 法科大学院が専門職大学院であることから、教育・研究においてはキャリア教育という観点が配慮されている。教室から現場へ、弁護士の日常活動を間近に見ながら、社会における法律の有り様や、事件処理のダイナミズムを実感できる「臨床科目」が、キャリア教育の観点での代表的な科目である。 その他、「ロイヤリング」および「模擬裁判」の科目を設置し、キャリアを意識した授業運営を行っている。 | A | ・特になし。 | ・なし。 |
| 2) 研究科・専攻独自の評価項目① | 学生からの提案・意見等を評価するシステムの構築 | 学生からの意見を受け入れる体制の整備し、学生からの提案・意見等を客観的に評価し、教育・学生指導体制に反映した体制を取っているか | ・教授会議事録 ・自己点検・評価報告書 ・大学院生の学習状況および生活実態調査 | 学生からの提案・意見等を受け入れるための常置の「提案箱」制度を取っている。教務課事務局前の学生への配布資料置場に「提案箱」というポストボックスを備えおき、提案を受け入れている。「提案箱」は、学生生活委員会が所掌し、毎月開封し、適宜、提案等の内容に相応する委員会に送付するとともに、教授会において原本コピーを開示し、検討するとともに改善状況を報告している。また、投書された提案要旨とそれへの対応は掲示板に掲示される。提案箱への提案が授業等の改善に役立つことも少なくない。この提案箱制度は、第三者評価においても評価を得ている。また、年1回、法科大学院学生の学習状況および生活実態の調査を行い、学生の生活・学習の状況を把握するとともに、そのアンケート結果を教授会において検討し、学生の学習状況についての情報を教員が共有し、教育学習指導体制の改善に反映させるとともに、学生への指導に役立っている。 | S | ・特になし。 | ・なし。 |
| 3) 研究科・専攻独自の評価項目② | きめ細かな学生指導 | 少人数制の長所を利用してきめ細かな学生指導を行っているか。 | ・教授会議事録 ・自己点検・評価報告書 ・総合所見報告書 | 指導教員制度をもとにして、学習カルテおよび総合所見を作成し、学生の学力診断を行うなど、きめ細かな学生指導を行っている。 学期初め、学期中および学期終了後に、指導教員が担当学生と面談をして学習状況および生活状況につき指導を行っている。 また各学期終了後に、すべての専任教員が参加する「カンファレンス」を開催し、すべての学生の学習状況について検討し、その結果を「総合所見報告書」にまとめて学生に交付している。 | S | ・特になし。 | ・なし。 |